



第5章

史跡由義寺跡の保存活用の基本方針

第1節 史跡由義寺跡の保存活用大綱

第2節 基本方針

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1節 史跡由義寺跡の保存活用大綱

第4章で整理した史跡由義寺跡の現状と課題をふまえ、史跡由義寺跡がめざす将来像を「大綱」として提示する。

さらに、この大綱を達成するために、「保存管理」、「活用」、「整備」、「保存活用のための運営・体制」の観点それぞれの基本方針を定める。

【史跡由義寺跡の保存活用大綱】

日本の歴史上、重要な奈良時代の遺跡として位置づけられる称徳天皇、道鏡ゆかりの史跡由義寺跡の本質的価値を守り伝えるとともに、広く全国に発信する。

そのために史跡由義寺跡の保存管理を適切に行うとともに、継続的な活用や整備を計画的に進める。由義寺、由義宮そして西京の発見へと視点を広げ、八尾市の貴重な歴史資産として現在から未来へつながる保存と継承を進める。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第2節 基本方針

(1) 保存管理

大綱で示した「史跡由義寺跡の本質的価値を守り、伝えるため」に、その構成要素となる「I. 適切な遺構と出土遺物の保存管理」と、将来の「II. 由義寺関連遺跡群の全体像を解明」を保存管理の基本方針とする。

「保存管理」の基本方針 (第6章へ)

- I. 史跡由義寺跡（地下の遺構・遺物、出土遺物）を適切に保存管理する。
- II. 由義寺関連遺跡群の全体像を解明する。

(2) 活用

大綱で示した由義寺の「広く全国に発信」し、「継続的な活用」を達成するため、「I. 史跡由義寺跡の本質的価値の活用を推進」し、「II. 歴史資産としての活用」と「III. 地域の魅力を創出する空間としての活用」の推進を活用の基本方針とする。

「活用」の基本方針 (第7章へ)

- I. 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用を推進する。
- II. 歴史資産としての活用を推進する。
- III. 地域の魅力を創出する空間としての活用を推進する。

(3) 整備

大綱で示した史跡由義寺跡の「整備を計画的に進め」るため、「由義寺、由義宮そして西京というさらに広い視点をもち」、「I. 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備」、「II. 歴史資産の活用拠点としての整備」、「III. 地域の魅力を創出する空間としての整備」の3つを整備の基本方針とする。

「整備」の基本方針 (第8章へ)

- I. 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備を行う。
- II. 歴史資産の活用拠点としての整備を行う。
- III. 地域の魅力を創出する空間としての整備を行う。



(4) 保存活用のための運営・体制

大綱で示した由義寺の「八尾市の貴重な歴史資産として現在から未来へつながる保存と継承を進める」ため、「史跡由義寺跡の適切な保存活用を推進できる運営体制の構築」を保存活用のための運営・体制の構築を基本方針とする。

「保存活用のための運営・体制」の基本方針（第9章へ）

史跡由義寺跡の適切な保存活用を推進できる運営体制を構築する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章